

第2次
相生市子ども読書活動推進計画
(案)

平成 年 月

相生市教育委員会

目 次

1	第2次相生市子ども読書活動推進計画の基本方針	1
2	読書活動推進計画の目標	1
3	推進計画の期間	1
4	現状の子ども読書活動について	1
5	推進体系	
(1)	家庭、学校、幼稚園、保育所、地域、民間団体、図書館での推進	
ア	家庭	2
イ	学校、幼稚園、保育所	3
ウ	地域	4
エ	ボランティア団体	5
オ	図書館	6
(2)	読書活動の啓発、広報の推進	
ア	啓発	7
イ	広報	8
(3)	関係機関との連携、協力の推進	9

《参考資料》

1	子どもの読書活動の推進に関する法律	10
---	-------------------	----

第2次相生市子ども読書活動推進計画

1 第2次相生市子ども読書活動推進計画の基本方針

人間にとって本を読むという行為は、言葉を学ぶ、感性を磨く、表現力を高める、創造力を高める等、人格を形成するうえにおいて必要不可欠なものです。特に、子ども期における読書は、こころ豊かな成長、学力の向上を図るうえでの重要な要素のひとつです。

しかし、コンピュータ、テレビなどが急速に普及し、ますます「読書離れ」、「活字離れ」が進んでおり、近年では学校現場において、考える力、感じる力、想像する力、表す力、考える力、感じる力、想像する力、表す力（表現する力）等いわゆる国語力の低下が指摘されております。

このような状況において、本市では「子どもの読書活動の推進に関する法律」及びこれに基づき策定された「ひょうご子どもの読書活動推進計画」にある子どもの読書活動を推進するため、子どもに読書をさせるのではなく、子どもが自主的に本を手に取り、読書をするきっかけづくりを目的として、平成17年度に「相生市子ども読書活動推進計画」（以下「第1次計画」という。）を策定しました。この計画に基づき子どもの読書活動の推進に取り組んできましたが、さらに計画を進めるため見直しを行います。

2 読書活動推進計画の目標

「子どもが自主的に本を手に取り、読書をするきっかけづくり」

読書活動推進計画の目標は、子どもたちに理想的な環境を整え、子ども自らが読書に対し、興味を持つ、自主的にする、習慣がつくためのきっかけづくりができるよう支援を行います。

3 推進計画の期間

平成22年度から5ケ年とし、必要に応じ計画を見直します。

4 現状の子ども読書活動について

相生市では「第1次計画」に基づき、各機関が連携して子どもの読書のきっかけづくりを推進してきました。

「第1次計画」において「点」の活動を「線」に、そして「面」へと広がりを持たせるため、子どもを取り巻く環境に目を向けた取り組みを行い、その中で、家庭を基本として関係機関との連携を行ってきましたが、個々の取り組みまで行われているにもかかわらず、各関係機関同士の連携を持たせる所まで至っていないのが現状です。また、子どもを取り巻く周囲の人々にも目を向けた取り組みも必要と思われれます。

今回、推進してきた5年間の取り組みの検証を行い、平成22年度以降の活動方針として「第2次相生市子ども読書活動推進計画」を策定し、当該計画に基づいた活動を行っていきたいと考えます。

5 推進体系

(1) 家庭、学校、幼稚園、保育所、地域、ボランティア団体、図書館での推進

子どもが自主的に読書活動を行うようになるためには、家庭、学校、幼稚園、保育所、地域、ボランティア団体、図書館の取り組む共通の姿勢が重要となります。そして、各々がその役目を果たすことにより、子どもが読書に親しむ機会の提供に努めます。

ア 家庭

子どもの読書へのきっかけは、基本として家庭で行われるべきもので、親が子どもとともに読書を楽しみ、本の持つ面白さを家族で語り合うなど、環境をつくることが望まれます。

【これまでの取り組み】

- ・家族で本に親しむ
- ・親が読書をする姿を子どもに見せる
- ・子どもの発達に応じた本に接する機会をつくる

指標名	単位	実績内容			
		H17	H18	H19	H20
児童図書の貸出状況	千冊	48	44	37	46
ブックスタート配付数	人	213	220	247	219
子育て学習センター等での読み聞かせ	回	24	24	24	24

【これからの取り組み】

- ・家族で本に親しむ
- ・親が読書をする姿を子どもに見せる
- ・子どもの発達に応じた本に接する機会をつくる

指標名	目標（方向性）	
	3年後	5年後
児童図書の貸出状況	↗	↗
ブックスタート配付数	→	→
子育て学習センター等での読み聞かせ	→	→
絵本の勉強会	↗	→

イ 学校、幼稚園、保育所

子どもの発達に応じた本を所蔵し、本を読む、文字に親しむ等を通じ、読書活動の推進に努めていくことが大切です。

また、学校図書館の運営・活用については、校長のリーダーシップのもと、司書教諭が中心となり、すべての教職員や学校支援ボランティアの活用などの協力体制を築いていくように努めます。また、司書教諭等の研修や情報交換の機会を設けます。

【これまでの取り組み】

- ・子どもの主体的・意欲的・継続的な読書活動を図る
- ・読み聞かせから「本を自主的に読む」に至る段階を、手助けする
- ・子ども自らが読書活動を行う
- ・夏休み子ども図書館員の受入を行う
- ・トライやる・ウィークの受入を行う

指標名	単位	実績内容			
		H17	H18	H19	H20
蔵書率（小学校）※学校図書標準による	%	85	79.5	85.2	91
夏休み子ども図書館員参加人数	人	11	11	14	15
トライやる・ウィークの受入人数	人	5	4	4	1

【これからの取り組み】

- ・子どもの主体的・意欲的・継続的な読書活動を図る
- ・読み聞かせから「本を自主的に読む」に至る段階を、手助けする
- ・子ども自らが読書活動を行う
- ・夏休み子ども図書館員の受入を行う
- ・トライやる・ウィークの受入を行う

指標名	目標（方向性）	
	3年後	5年後
1人当たりの蔵書冊数（保育所・幼稚園・小学校）	↗	↗
夏休み子ども図書館員参加人数	→	→
トライやる・ウィークの受入人数	→	→
学校支援ボランティアの活用	→	→
学校（小学校）図書室の機能の充実	↗	→

ウ 地域

公民館、その他社会教育施設、福祉施設等においては、子どもが自主的に読書に親しむ場となるよう、子ども読書活動の支援を図ります。

【これまでの取り組み】

- ・社会教育施設における図書の配置を工夫する
- ・子どもの読書関連事業を実施する

指標名	単位	実績内容			
		H17	H18	H19	H20
公民館図書の貸出冊数	冊	2,452	1,997	1,859	1,460
図書配置の工夫		実施	実施	実施	実施

【これからの取り組み】

- ・図書館司書を公民館へ講座開催時に派遣する
- ・社会教育施設における図書の配置を工夫する
- ・子どもの読書関連事業を実施する
- ・公民館図書のローテーションを行う
- ・児童書の充実を図る

指標名	目標（方向性）	
	3年後	5年後
公民館図書の貸出冊数	↗	↗
公民館図書のローテーション	↗	↗
図書配置の工夫	↗	↗
児童書の充実	↗	↗

エ ボランティア団体

ボランティア団体が主体性を持ち、活動内容が充実できるよう研修会などの実施を図ります。

【これまでの取り組み】

- ・読書会の支援・育成を図る
- ・子ども夢基金の周知を行う
- ・研修会、講座を開催する
- ・他図書館実施の研修会等の開催情報の提供を行う
- ・ボランティアの活動拠点（練習の場等）の確保を行う

指標名	単位	実績内容			
		H17	H18	H19	H20
読書会の開催	回	6	6	6	6
ボランティア活動の支援	回	38	52	23	28

【これからの取り組み】

- ・読書会の支援・育成を図る
- ・子ども夢基金の周知を行う
- ・研修会、講座を開催する
- ・他図書館実施の研修会等の開催情報の提供
- ・ボランティアの活動拠点（練習の場等）の確保を行う
- ・ボランティアの育成を行う

指標名	目標（方向性）	
	3年後	5年後
読書会の開催	→	→
ボランティア活動の支援	→	→

オ 図書館

家庭、学校、幼稚園、保育所、地域への情報提供及び講座の開設、指導者の育成、司書教諭、ボランティア団体への支援等を行いながら、各機関の中心的位置付けとなるように努めます。また、図書館の諸活動を支援するボランティア養成のための研修を実施します。

司書においては、指導する立場として技術の向上を目指し、研修会へ積極的に参加させるなど養成に努めます。

【これまでの取り組み】

- ・各年齢別（学年別）図書リストの作成及び配布を行う
- ・親子揃って楽しむことができる行事を実施する

指標名	単位	実績内容			
		H17	H18	H19	H20
子どもと本のかけ橋講座参加者数	人	—	—	46	22
図書リストの配布状況	回	2	2	2	0
親子参加型行事の実施	人	1,263	632	505	997
養成講座等の開催	回	18	24	24	24

【これからの取り組み】

- ・各年齢別（学年別）図書リストの作成及び配布を行う
- ・親子揃って楽しむことができる行事を実施する
- ・読み聞かせボランティア養成講座を実施する

指標名	目標（方向性）	
	3年後	5年後
子どもと本のかけ橋講座参加者数	→	→
図書リストの配布状況	↗	↗
親子参加型行事の実施	→	→
養成講座等の開催	→	→

(2) 読書活動の啓発、広報の推進

子どもが自主的に読書活動を行うようになるには、読書の意義、重要性を広く大人が理解することが必要です。そこで、図書館だより、図書館ホームページ等を通して、情報提供を図ります。

ア 啓発

「子ども読書の日」、「子どもの読書週間」にあわせた読書啓発行事を開催します。

【これまでの取り組み】

- ・「子ども読書の日（4月23日）」をPRする
- ・「子どもの読書週間（4月23日～5月12日）」をPRする
- ・新刊情報の提供を行う

指標名	単位	実績内容			
		H17	H18	H19	H20
啓発行事の開催	回	1	1	1	1
新刊情報の提供	回	12	12	12	12

【これからの取り組み】

- ・「子ども読書の日（4月23日）」をPRする
- ・「子どもの読書週間（4月23日～5月12日）」をPRする
- ・「文字・活字文化の日（10月27日）」をPRする
- ・新刊情報の提供を行う
- ・「家族みんながまず一月一冊」読書活動の啓発を行う

指標名	目標（方向性）	
	3年後	5年後
啓発行事の開催	→	→
新刊情報の提供	↗	↗
「家族みんながまず一月一冊」読書活動の啓発	↗	↗

イ 広報

市広報「あいおい」、ホームページ、各地域情報誌、各施設内掲示板等へ情報を提供します。

「図書館だより」の活用及び配布先を拡充します。

【これまでの取り組み】

- ・市広報「あいおい」、市ホームページ、図書館ホームページ、図書館だより、地域情報誌等で情報提供を行う

指標名	単位	実績内容			
		H17	H18	H19	H20
図書館だより、図書館HPなどによる啓発活動	回	12	12	12	12

【これからの取り組み】

- ・市広報「あいおい」、市ホームページ、図書館ホームページ、図書館だより、地域情報誌等で情報提供を行う

指標名	目標（方向性）	
	3年後	5年後
図書館だより、図書館HPなどによる啓発活動	→	→
地域コミュニティ紙への情報提供	↗	↗

(3) 関係機関との連携、協力の推進

子どもの読書活動を推進するにあたり、学校、幼稚園、保育所、図書館、社会教育施設、ボランティア団体等の機関が連携・協力し、取り組みを進めることにより、一層大きな効果をあげられるよう努めます。

- ① 県立図書館、播但図書館連絡協議会加盟図書館、大学図書館等と連携し、図書資料の相互貸借やレファレンスの充実に役立てます。
- ② 学校、幼稚園、保育所、地域、公共施設、ボランティア団体との連携により、お互いの機能を補い合います。
 - ・ 県立図書館での相互協力担当者会情報交換を行う
 - ・ 播但図書館連絡協議会における図書の相互貸借を行う
 - ・ 西播磨地区図書館連絡協議会における図書の相互貸借を行う
 - ・ ひょうご図書館情報ネットワークへの参加及び情報活用を図る
 - ・ ボランティア団体の研修等の機会提供を行う
 - ・ 学校の図書担当教諭の研修等の機会提供を行う
 - ・ 幼稚園の図書担当教諭の研修等の機会提供を行う
 - ・ 保育所職員の研修等の機会提供を行う
 - ・ P T A、学校、幼稚園、保育所、図書館との連携による読書活動の実施を図る

【これまでの取り組み】

- ・ 子どもの主体的・意欲的・継続的な読書活動を図る
- ・ 読み聞かせから「本を自主的に読む」に至る段階を手助けする
- ・ 子ども自らが読書活動を行う
- ・ 学校、P T Aに対する団体貸出等による支援を行う

指標名	単位	実績内容			
		H17	H18	H19	H20
団体貸出冊数	冊	4,178	4,559	4,997	4,260

【これからの取り組み】

- ・ 子どもの主体的・意欲的・継続的な読書活動を図る
- ・ 読み聞かせから「本を自主的に読む」に至る段階を手助けする
- ・ 子ども自らが読書活動を行う
- ・ 学校、P T Aに対する団体貸出等による支援を行う
- ・ 保護者への啓発活動を行う

指標名	目標（方向性）	
	3年後	5年後
団体貸出冊数	↗	↗
保護者への啓発活動	↗	↗

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年 12 月 12 日 法律第 154 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する義務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する義務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館、その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。